

マイナンバーの利用が始まっています



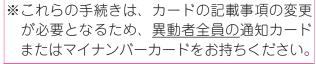
問カードについて 市民課住民記録係☎⑤16755 制度について 総務課行政総務係☎⑤6719

平成28年1月から社会保障や税の手続きでマイナンバーの利用が開始され、申請書な どへのマイナンバーの記入や提示が必要となっています。

☆市役所でマイナンバーが必要となる主な手続き・・・

暮らし

- 転入、転出、転居などの届出
- 戸籍届出の氏名などの変更



税金

- ■市・県民税申告書の提出(※)
- 給与支払報告書の提出(※)
- 各税目の減免申請の手続き など

※平成28年分以降の所得に係る申告から適用されます。

介護・福祉

- 介護保険に関する手続き
- 障害者手帳、障害福祉サービスなどの手続き
- 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求
- 保育所の入所手続き
- 児童手当、児童扶養手当の手続き
- 生活保護の申請 など

保険・医療

- 国民健康保険の資格・給付に関する手続き
- 後期高齢者医療の資格・給付に関する手続き など

住まい

■ 市営住宅に関する手続き など



母院证言

※詳細については各担当課へお問合せください。

※市役所での手続き以外に、税務署やハローワーク、勤務先、契約先、金融機関、証券会社、生命保険会 社などからマイナンバーの提示を求められることがあります。

☆手続きに必要な持ち物・・・・

手続きの際には、マイナンバーの提示のほ か、なりすましを防ぐために本人確認を行い ますので、次のものが必要です。

マイナンバーの提示



通知カードまた は個人番号付き の住民票



本人確認





運転免許証または パスポートなど

※公的機関が発行した顔写真付きのもの1つ、または 顔写真のないものであれば健康保険証や介護保険証、 年金手帳、預金通帳など2種類以上

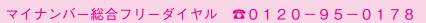
または





マイナンバーカードは、それだけで マイナンバーの提示と本人確認を行 うことができます

※代理人が手続きする場合 に必要なものは、各課へ お問い合わせください。



午前9時30分~午後10時(土日・祝日は午後5時30分まで) ◆マイナンバー制度の詳細はホームページでもご覧になれます。

政府広報

検索